

(4) コスト縮減の取組

ア 財政見通しに反映させたもの

(ア) 建設改良費の見直し

経営戦略では、料金算定期間である令和9年度から令和13年度までの建設改良費を約24.2億円と予定していましたが、経営戦略策定後の物価・人件費高騰、週休2日制への対応などに伴い、事業費が約1.5倍に膨らんでいます。

このため、更新対象施設の重要度や優先順の見直しなどにより工事を後年に繰り延べ、同期間の建設改良費を約21.8億円に見直しています。

(イ) 修繕費の削減

現在、給水契約を廃止した場合は、本管と給水管を切り離す分水止め工事を市が行っています。

しかし、これに要する修繕費が膨大となっていることから、道路の開削による分水止めを取りやめ、土地境界付近での簡易な分水止めに変更し修繕費を削減します。 1年当たり約8,000千円の削減見込み

(ウ) 人件費の削減

令和8年度から令和9年度にかけて職員2人を削減

1年当たり約13,000千円の削減見込み

イ 財政見通しに反映していないが取組を検討するもの

(ア) 検針方法の見直し

水道メーター検針は、毎月実施していますが、2か月に1回の検針に切り替えている団体が増えています。これは、検針に係る経費削減が大きな目的ですが、使用者の負担感が増すなど一定の課題もあることから、実施に当たっては、対策などの検討が必要となります。 1年当たり約14,300千円の削減見込み

(イ) 中止中メーターの検定満期交換の見直し

中止中の給水装置は、開始届があった場合に速やかに開始できるよう、水道メーターを常設しています。また、水道使用量が少なくても、計量法に規定する検定満期8年以内で水道メーターを交換しています。

現在、収益につながらない中止中の水道メーターは約2,400個あり、その維持費（水道メーター購入費、検定満期交換委託料、検針費用）が課題となっています。

中止中の給水装置の水道メーターを外した場合、開始届から実際に使用できるまでに、2～4週間の時間を要することから、直ちに全ての水道メーターを取り外すことは、使用者の利便性などを考慮すると適当ではありませんが、長期間水道使用実績がない給水装置の水道メーターは、検定満期の交換を取り止めるなどの検討を進めます。 1年当たり約6,157千円の削減見込み